

【配布資料②】

9月13日の公式戦中止および富士フイルム海老名Minerva AFC に対する懲罰処分について

1. 事案の概要

2026年9月13日（日）に開催を予定していたXリーグプレミア第6節「富士フイルム海老名Minerva AFC 対 オービックシーガルズ」戦（以下「本試合」）は、富士フイルム海老名Minerva AFC（以下「富士フイルム海老名」）が本試合に出場しなかったことにより、中止となりました。

当協会は、9月12日から13日にかけて富士フイルム海老名と協議を行い、試合に出場するとの連絡を受けていました。しかし、13日12時頃からの会場での協議において、富士フイルム海老名から「望むイコールコンディションが実現されていない」ことや、試合に臨む準備をしておらず選手の安全性を考慮すると試合ができないことを理由に、出場できないとの申し出がありました。当協会は、試合を延期しない方針と、出場しない場合は棄権となることを説明しましたが、富士フイルム海老名の判断は変わらず、本試合は中止となりました。

その後、懲罰委員会による調査および審議の結果、富士フイルム海老名が公式戦に参加しなかった行為を、競技運営規程第8条に定める公式戦参加義務への違反と認定し、9月20日付で懲罰処分を決定しました。

2. これまでの経緯

日時	主な経緯
9月10日 18:55	富士フイルム海老名・松井GMを代表とする7チームから、オービックスシーガルズ 疑義事案に関する共同申入書を受領。申入書には、9月13日の公式戦実施に関する最終判断と、選手・スタッフ・パートナー企業等の関係者への説明に必要な時間を確保する必要がある旨が記載されていた。21:12にはオービックスシーガルズにも同申入書を転送
9月11日 12:54	当協会・渡部本部長から松井GMへ、7チーム共同申入書の回答期限（同日17時）について猶予を求めるメールを送付
9月11日 21:30 ～23:00	オービックスシーガルズに関する処分を同チーム・加盟チームに通知し、公式サイトで公表
9月12日 0:06	松井GMから、処分内容は受領したものの公式戦の公平性が確認できておらず、7チーム内に試合延期を求める強い意見がある旨の連絡
9月12日 0時過ぎ	渡部本部長と松井GMが電話で協議。松井GMから「試合不参加は避けるべき」との認識が示される一方、疑義対象選手をロースターから外すこと等を求める意向が示され、関係者間の調整を要請
9月12日 10:30	当協会・富永からオービックスシーガルズ・協田事業部部長へ連絡し、松井GMと直接連絡を取るよう依頼。協田部長は、松井GMが求める疑義の対象となっている選手をゲームロスターから外すこと等「イコールコンディション」の内容について確認し、最終的には当協会の判断に従う旨を回答
9月12日 11時頃	富士フイルム海老名所属選手から協会スタッフへ「試合がなくなった」旨の連絡があり、試合前日の練習メニューが変更され、翌日は公開練習になったとのチーム内連絡を受けた旨の説明があった。また、協会が富士フイルム海老名側によるスポッター機器のキャンセル等を把握
9月12日 11:28	当協会・土屋が松井GMに試合不参加の情報について確認。「富士フイルム海老名としてそのようなことは言っていない」と回答。一方、スポッター機器のキャンセルについては「スタッフが連絡している」と説明
9月12日 12:10	7チームを代表し松井GMから「Xプレミア公式戦（オービックスシーガルズ戦）に関する対応について申入書」を受領。回答期限は同日15時
9月12日 14:27	オービックスシーガルズから、疑義が払拭できていない5選手について、9月13日の試合への出場を自粛する旨を松井GMへ連絡

日時	主な経緯
9月12日 14:46	当協会から、12:10に受領した申入書に対する回答を7チーム代表へ送付
9月12日 19:20 ～19:50	渡部本部長、松井GM、脇田部長の3者でZoom協議。富士フイルム海老名から「試合延期」または「エキシビジョンマッチへの変更」を提案。オービックからは予定どおり公式戦を行う準備をしていること、疑義対象の5選手を出場させないことを説明。当協会は予定どおり公式戦を実施し、延期しない方針を回答するとともに、出場しない場合は棄権となり、不戦敗および規程に基づく手続きの対象となることを説明
9月12日 19:50 ～20:20	脇田部長退席後も渡部本部長と松井GMが協議を継続。渡部本部長から試合を実施すべき旨を説明し、松井GMから「試合をやる方向でチームをまとめる」との意思表示
9月12日 23:30過ぎ	松井GMから渡部本部長へ「試合をする。チームとして試合に出場する」と連絡。当協会は、当日運営担当者およびオービックシーガルズへ予定どおり試合を行うことで決着した旨を連絡
9月13日 6:31頃	松井GMからオービックシーガルズ・脇田部長へ、本日の試合は予定どおり出場すること、選手が何人集まるか分からない状態ではあるが試合を行う旨の連絡あり。当協会・渡部本部長、土屋にも同様の連絡
9月13日 8:27頃	松井GMから脇田部長および渡部本部長へ、試合にこない選手が多数おり、ロースターが48名にならない可能性がある旨の連絡があり。規程上、48名に満たなくても試合実施は可能であり、この時点でも試合実施を前提としたやり取りを継続
9月13日 12:00 ～12:30	富士フイルム海老名と当協会が会場本部で協議。富士フイルム海老名から「望むイコールコンディションが実現されていない」ことに加え、「試合に臨む準備をしていないため選手の安全性を考慮すると本日は試合ができない」との申し出。当協会は、関連する懲罰手続きと当日の公式戦への出場は別に取り扱うべきこと、試合を延期しないことを説明。出場しない場合は棄権となり、不戦敗および規程に基づく手続きの対象となる旨を改めて伝え、出場を求めたが、富士フイルム海老名の判断は変わらず
9月13日 12:10 頃まで	当協会が試合の延期または中止を正式決定する前の段階で、富士フイルム海老名公式サイトに本試合を「延期」とする案内が掲載されていることを確認
9月13日 12時台	当協会と富士フイルム海老名が試合開催について協議を継続している最中、松井GMおよび市役所担当者から公園管理室に対し、中止案内チラシの作成・掲出および園内アナウンスの実施依頼が行われていたことを確認

日時	主な経緯
9月13日 12:30頃	オービックシーガルズ・小島HC代行らも合流。富士フイルム海老名が出場しないため本試合は中止となることを説明。その後、本試合をオービックシーガルズの不戦勝（1対0、勝ち点3）とした
9月13日 12:30頃	試合主催者である当協会の指示を待つことなく、富士フイルム海老名および公園管理室から、会場において「試合は中止」とする案内掲出およびアナウンスが行われていたことを確認
9月13日 21:00	当協会内で理事報告会を開催。試合中止に至った経緯を共有するとともに、今後の対応について意見交換
9月13日 23:50	試合中止に関する当協会の見解をXリーグ公式サイトで公表

3. 確認できている事実

（1）富士フイルム海老名が9月13日の公式戦に参加しなかった

懲罰委員会は、富士フイルム海老名、オービックシーガルズ、協会関係者へのヒアリングおよび提出資料に基づき、富士フイルム海老名が9月13日の公式戦に参加しなかったことを認定しました。

（2）前日夜および当日朝には試合出場的意思が示されていた

9月12日23時30分過ぎ、松井GMから「試合をする。チームとして試合に出場する」との連絡がありました。また、13日6時31分頃にも、予定どおり試合に出場する旨の連絡がありました。

（3）当日、富士フイルム海老名から試合に出場できないとの申し出があった

13日12時頃からの協議において、富士フイルム海老名から、

- ・ 「望むイコールコンディションが実現されていない」
- ・ 「試合に臨む準備をしていないため、選手の安全性を考慮すると本日は試合ができない」

との申し出がありました。

(4) 正式決定前に「延期」「中止」に向けた案内・準備が行われていた

協会が試合の延期または中止を正式決定する前に、富士フイルム海老名公式サイトに「延期」とする案内が掲載されていました。

また、協会と富士フイルム海老名が協議を継続している最中に、中止案内チラシの作成・掲出、園内アナウンスの実施依頼が行われていたことを確認しています。

(5) 5名の具体的な名前については、試合中止決定まで明確にはされなかった

9月12日14時27分、オービックから、疑義が払拭できていない5選手について、9月13日の試合への出場を自粛する旨が富士フイルム海老名側に連絡されました。同日夜の3者協議でも、オービックから5選手を当該試合に出場させないことが説明されました。一方で、オービックが当該試合に出場させない旨を説明した5名の選手の氏名は、試合中止の判断までの間、富士フイルム海老名に対して開示されていません。

4. 今回の対応・処分と根拠となる規定

対象・事案	判断・対応／処分	※根拠となる規定
富士フイルム海老名が9月13日の公式戦に参加しなかったこと	公式戦参加義務違反と認定	競技運営規程第8条「協会が指定する公式戦に参加する義務」
上記違反	罰金100万円	競技運営規程第38条乃至第40条
上記違反	試合の没収（得点を1対0として没収）	競技運営規程第38条乃至第40条
処分の公表	協会公式サイトで処分を公表	競技運営規程第38条第11項

処分決定にあたり考慮した事項

懲罰委員会は、公式戦への参加義務を加盟チームの最も重要な責務の一つと位置づけ、本件によってファン、関係者、パートナー企業等に重大な影響が生じ、大会運営上の経済的損失や信頼への影響が生じたことを重く評価しました。

一方、本件に至る過程で富士フイルム海老名が置かれていた事情についても「一定の斟酌すべき点」があったとして、これを考慮した上で処分を決定しています。



※NFA競技運営規定

- ・第8条（公式戦の参加義務） チームは協会が指定する公式戦に参加する義務を負う。指定の公式戦を棄権した場合、懲罰の対象 となる。
- ・第38条（懲罰委員会） 2026年3月17日改訂
 1. 理事長は、第39条各号に該当する言動が発生した（発生したと疑われる場合を含む。）ことを知った場合、懲罰委員会を招集する。ただし理事長に対する懲罰に係る場合は理事長以外の 理事で理事会が定めた者がその任にあたる。
 2. 懲罰委員会の構成メンバーは理事、関係する委員会の委員長、外部有識者等から理事長が選任 する。
 3. 懲罰委員会は、調査担当者を指名出来るものとする。
 4. 前項の調査担当者は、第39条の懲罰の対象となる言動を行った者（当該行為を行ったと疑われる者を含む。）及び必要に応じて指導者その他の関係者に対して、事実関係の調査を行うとともに、必要に応じて指導者その他の関係者に対して、当該禁止事項を行わないよう警告し、 必要に応じて指導者等の関係者に対して防止措置を要請することができるものとする。
 5. 懲罰委員会は、必要と認める場合、事実関係について追加の調査を行うことができる。
 6. 公正を期するため、懲罰委員会は、当事者の希望に応じて弁明の機会を与え、又は聴聞を行わ なければならない。
 7. 懲罰委員会は、本条に基づく調査及び弁明聴聞の機会（もしあれば）を経た上で、第39条各 号に該当する言動の有無を認定し、処分を決定する。
 8. 懲罰委員会は、前項の処分のほか、必要に応じて是正及び再発防止のための措置を講じるもの とする。
 9. 懲罰委員会は、被処分者及びその所属団体に対して、処分内容及びその理由を文書により通告 する。
 10. 懲罰委員会は必要に応じて、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会との連携を行 う。
 11. NFAは、懲罰委員会が決定した懲罰を公表することができる。ただし、公表にあたり、被処 分者及びその所属団体、被害者又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配

慮するものとする。また、NFAは、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。



・第39条（懲罰の対象） 2026年3月17日改訂 本規程による懲罰の対象は、NFAが運営又は主管する試合若しくは公式行事において行われた言動や、NFAが定める諸規定違反等とする。対象となる言動は次の通り

- (1) 定款違反
- (2) 乱暴行為
- (3) 侮辱行為または妨害行為
- (4) 公式戦の棄権または試合放棄
- (5) 未登録選手の試合出場
- (6) NFAの規程に定めのある違反行為
- (7) その他不祥事

・第40条（懲罰の種類） 懲罰は下記のものとする。懲罰の重複を妨げない。

(1) チームに対する懲罰は次のとおりとする

- 1) 厳重注意
- 2) 奉仕活動 無期限または期限付きの協会運営における奉仕活動
- 3) 罰金 1件につき、100万円以下の罰金
- 4) 試合の没収 得点を1対0として試合を没収する
- 5) 公式戦出場停止 無期限または期限付きの公式戦への出場の停止
- 6) 活動停止 無期限または期限付きのチーム活動の停止
- 7) リーグ降格 所属するリーグより1つ下のリーグに降格させる
- 8) 除名 リーグから除名する（ただし、総会において会員数の4分の3以上の多数の議決を要する）

(2) 個人に対する懲罰は次のとおりとする

- 1) 厳重注意
- 2) 罰金 1件につき、20万円以下の罰金
- 3) 出場停止 無期限（登録抹消）または期限付きの公式試合出場の停止
- 4) 資格停止 無期限（登録抹消）または期限付きの公式試合に関わる職務の全部または一部の停止

5. 今後の対応



(1) 競技運営規程の見直し

懲罰委員会は、現行の競技運営規程について、罰金の上限が100万円に設定されていることなどから、本件のような重大な事案に対して実効的かつ適正な処分を科す制度として十分とはいえないとの見解を示しています。

違反行為に対する処分の実効性を担保するため、関連規定を速やかに見直し、制度整備を行います。

(2) Xリーグのガバナンスの見直し

懲罰委員会から、本件が発生した過程で「Xリーグとしてのガバナンス機能が十全に働いていない状況が看取された」との指摘を受けています。

今回の事態を検証し、

- ・ ルールそのものが十分明確であったか
- ・ 全チームに同じ基準が適用されていたか
- ・ 協会として適切に確認・管理できていたか
- ・ 違反が確認された場合の懲罰と競技結果の関係が整理されていたか

について、制度全体の観点からXリーグのガバナンス全体について必要な見直しを進めます。

(3) 加盟チームとの連絡・協議体制の改善

今回の事態を検証し、

- ・ 加盟チームとの連絡・協議のあり方
- ・ 公式戦開催に関する意思確認
- ・ 情報共有のあり方

について、実行委員会、理事会、事務局、各種委員会それぞれの役割・権限を改めて整理するとともに、重大案件が発生した際の協議・意思決定プロセスを明文化します。

【参考】

国内外におけるクラブ・チーム側の試合拒否・放棄等の事例

事例	年	ボイコット・放棄した主体／理由	試合の処理	クラブ・関係者への処分・制裁
全日空横浜SC (日本・サッカー)	1986	6選手がクラブ運営や待遇等への不満を背景に試合参加を拒否	残った選手で試合を実施。1-6で敗戦	6選手を無期限登録停止。クラブを3か月間の公式戦出場停止

事例	年	ボイコット・放棄した主体／理由	試合の処理	クラブ・関係者への処分・制裁
ロッテオリオンズ（日本・プロ野球）	1971	判定への抗議から監督が選手を引き上げ、試合再開を拒否。球団側の意向も試合放棄につながったとされる	放棄試合（没収試合）。阪急の9－0勝利	球団に制裁金200万円＋阪急側の損害補填。監督に制裁金15万円、その後2軍監督へ降格
Bohemians Prague（チェコ・サッカー）	2010	クラブが対戦相手を正規の連盟加盟クラブと認めず、試合を拒否	3－0不戦敗	勝点－20＋約600万CZKの罰金＋幹部資格停止
Zamalek（エジプト・サッカー）	2020	Al Ahly戦に参加せず。クラブ側は交通・悪天候を主張	2－0不戦敗	追加勝点－3＋罰金
Selangor FC（マレーシア・サッカー）	2024	選手への酸攻撃後、安全上の理由でクラブがJDT戦を拒否	当初不戦敗	罰金RM10万＋勝点－3＋補償等 → 後に一部撤回
Livingston（スコットランド・サッカー）	2009	リーグ降格処分への抗議としてクラブが開幕戦を拒否	試合不成立	£3,000の罰金 → 最終的に取消
Racing Santander（スペイン・サッカー）	2014	クラブ側が会長・理事会の辞任を要求し、試合ボイコットを宣言	大会敗退	翌年度Copa del Rey出場禁止＋罰金

【問い合わせ先】

一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会

広報 松元竜太郎

email : info@xleague.jp